

平成 18 年度第 4 回西東京市国民健康保険運営協議会議事録

1. 日時 平成 18 年 12 月 22 日 (金曜日) 午後 7 時 00 分 開会
午後 8 時 50 分 閉会
2. 場所 田無庁舎議会棟 4 階第 3 委員会室
3. 付議事案 別紙のとおり
4. 出席委員 被保険者代表
葛木 秀明 佐々木 茂 平野 裕二
保険医代表
玉置 肇 吉岡 重保 金城 寛
公益代表
清水 文子 月井 千枝 松川 正秀
神山 久男
被用者保険等保険者代表
関野 元男
5. 欠席委員 安達 伸一 本橋 英次 知念 俊昭
吉岡 政雄 栗林 晴彦 竹田 和行
6. 事務局 市民生活部長 神作
保険年金課長 冥賀
国保給付係長 藤沢
国保給付主査 石橋
国保加入第 1 係長 小柳
国保加入第 1 係主任 昆野
7. 会議録署名委員 玉置 肇 吉岡 重保
8. 配付資料 資料 1 平成 16 ~ 19 年度の財政状況の推移〔一般被保険者分〕

平成 18 年度第 4 回西東京市国民健康保険運営協議会

午後 7 時 00 分 開会

1 開会

清水会長

ただいまから、平成 18 年度第 4 回西東京市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

2 課長紹介

清水会長

まず初めに、事務局から御報告があるようですので、お願いいたします。

事務局

暮れのお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回の会議のときに、保険年金課長が長期休暇に入ったという報告をさせていただきましたが、この 12 月 1 日付で人事がございまして、後任に新しい課長が見えましたので紹介させていただきたいと思います。

冥賀と申します。よろしくお願いいたします。

冥賀信雄と申します。どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

清水会長

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は定足数を満たしておりますので始めたいと思います。

お届けがあつてお休みの方が安達委員、本橋委員、知念委員、栗林委員、竹田委員でございます。

3 会議録署名委員の指名

清水会長

本日の会議録署名委員を玉置委員と吉岡（重）委員にお願いしたいと思いますので、

よろしくお願ひいたします。

傍聴者確認

清水会長

傍聴者の方はいらっしゃいますか。

事務局

現在のところいらっしゃいません。

4 議題 国民健康保険料（医療給付分）の見直しについて

清水会長

それでは、これから会議に入りたいと思います。

本日は、皆様方に御連絡いたしておりますように、平成 19 年度国民健康保険料医療給付分の見直しについてということで第 3 回目の審議の続きをいたしたいと思います。

今までの経過について事務局から御説明をしていただこうかと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

事務局

それでは、説明に入ります前に、事務局から情報提供ということで少々お話しさせていただきます。

自民・公明の与党税制調査会が 12 月 14 日、19 年度の税制改正大綱をまとめたということで、それによりますと、国保税医療分の賦課限度額を現行の 53 万円から 56 万円に引き上げることを盛り込んだということでございます。国民健康保険料につきましては、来年政令を改正するという情報が入っておりますので、報告を申し上げます。

それでは、前回までの会議の経過につきまして担当から説明させます。

事務局

それでは、前回の賦課方式に関する御意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

繰り返すにはなりますが、まず平成 16 年度保険料の見直しに際して、不況の影響による加入者の所得の落ち込みにより、従来のように応能に依存し切れないう況にきており、この状況を踏まえ、応能、応益の負担割合の見直しを図ったところでは、その際、

資産割のあり方についても、資産割保有者の多くが年金受給者であり、収益を得るものでないことから、資産割について将来的に廃止を見据えて縮小を図ったところでございます。

平成 16 年度の際に、現行の 4 方式を 2 方式に向けての中長期的な見直しを図る必要があるとの附帯意見をいただいたところでございます。

また、平成 18 年度保険料の見直し時においても、4 方式を中長期的に 2 方式に向けて見直しを図る必要があるとの御意見をいただいております。

それに伴い、第 2 回運営協議会の中で、応能割合を変えずに資産割をそれぞれ 10%、5%、0%とした資料をお出ししたところでございます。お渡しいたしました資料をもとに議論を重ねていただいたところですが、おおむね所得のある方ばかりに負担をかけるのは得策ではないといったことで、加入者全員に負担してもらう必要もあるとの御意見もありまして、バランスをとりながら率、額を考えていくべきとの御意見があったところでございます。

引き続き、第 3 回運営協議会においても、応益割額を変えずに資産割だけ所得割に持っていった場合と所得割の率 5.2%を変更せずに資産割を均等割に持っていった場合の資料をお渡ししているところでございます。

今までいただいている御意見や資料をもとにして、応能、応益の割合について考えつつ、資産割の取り扱いについても今回御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局

それでは引き続きまして、本日お配りいたしております資料について説明させていただきます。

本日お配りしております資料につきましては、資料 1 といたしまして A3 版の「平成 16～19 年度の財政状況の推移〔一般被保険者分〕」の表とあわせまして、テーブルの上に、「18 年度実施医療制度改革の解説」という冊子を御参考までにお配りさせていただいております。

それでは資料 1、平成 16 年度～19 年度の財政状況の推移について説明させていただきます。

この表につきましては、左を見ていただきますと、上段に歳出項目を挙げてござい

す。下段に歳入項目という形で表記させていただいております。

歳出といたしましては、(1)保険給付費 内訳といたしまして、一般・療養給付費、一般・療養費、一般・審査支払手数料、一般・高額療養費、一般・移送費、出産育児一時金、葬祭費、一般・結・精医療給付金。

(2)といたしまして老人保健拠出金 こちらにつきましては退職分を除いてございます。

(3)といたしまして共同事業拠出金 内訳といたしまして、高額医療費共同事業拠出金、こちらにつきましては80万円を超えるレセプトに関する高額療養費にかかわる共同事業拠出金となります。その下、保険財政共同安定化事業拠出金、こちらにつきましては、30万円から80万円未満のレセプトに関する共同事業拠出金でございます。この事業につきましては、平成18年10月からスタートした事業でございます。

(4)保健事業費 こちらの内訳といたしまして、保健衛生普及事業、保養施設、人間ドックです。

そして、合計(B)という形で記載させていただいております。

歳入部分につきましては、(1)保険料 こちらにつきましては一般・医療給付費分・現年分を掲載してございます。

(2)といたしまして国負担金 内訳といたしまして、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金です。

(3)といたしまして都支出金 こちらにつきましても、高額医療費共同事業負担金、都補助金、財政調整交付金です。

(4)といたしまして共同事業交付金 こちらにつきましても、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金です。

(5)といたしまして一般会計から繰り入れております法定繰入金 内訳といたしまして基盤安定、出産育児一時金と記載してございます。

(6)といたしましてはその他繰入金 法定外の一般会計からの繰入金を計上してございます。

(7)といたしまして繰越金を掲載してございます。

右側の数字を入れている部分でございますが、こちらが16年度決算額、17年度決算額という形で平成16年度から掲載してございます。こちらの決算額につきましては、

歳出、歳入項目とも確定した金額を記載してございます。

その隣でございます 18 年度決算見込額 平成 18 年度の決算見込額の算出方法といたしましては、3 月から 10 月までの診療分は確定してございますので実績を用いてございます。11 月以降 2 月までの診療報酬分につきましてはこれから請求が来るわけでございますので、こちらにつきましては平成 17 年度の同月の実績をベースにいたしまして、平成 16 年から 17 年度への伸び率を参考に平成 18 年度の今後の 11 月から 2 月までの決算見込額を算出してございます。

このような方法で平成 18 年度決算見込額につきましては推計を行いました。

その隣になります 19 年度予算見込額の推計につきましては、平成 18 年 11 月末現在の平均被保険者をまず算出いたしまして、18 年度の 1 人当たりの給付額を割り戻しました。その数値をもとに統計的に見ますと、被保険者は平成 16 年度以降減少傾向にあるという状況でございますので、被保険者数につきましては、平成 18 年 11 月末現在の平均被保険者数 4 万 4,219 人をベースに考えました。医療費、給付費につきましては、1 人当たり給付費が、平成 18 年度の伸び率が現在 4.8%と推計してございますので、平成 18 年度の給付費 13 万 4,653 円を伸び率 4.8%として伸びる形で推計いたしました。

その結果、1 人当たり給付費につきましては、14 万 1,162 円になりました。それと、先ほど申し上げました平均被保険者数 4 万 4,219 人を掛け合わせまして、一般・療養給付費 62 億 4,205 万 9,000 円を推計してございます。

このような形で、平成 18 年度決算ベースをもとに伸び率を用いまして、19 年度の一般・療養給付費につきましては 4.8%の伸びを見込みました。

その下段の一般・療養費につきましては、14.5%の伸びを見込んでございます。

その下の一般・審査支払手数料につきましては、現在画像レセプト化が進んでございますので、この画像レセプト化作成管理手数料が平成 18 年 10 月からスタートいたしましたので、これが平成 19 年度につきましては通年化されるという経費を見込みまして、増減額で申し上げますれば、408 万 3,038 円ほど伸びるのではないかと推計してございます。

その下段、一般・高額療養費につきましては、伸び率 7.1%を使用いたしまして、平成 19 年度 5 億 3,426 万 8,000 円と見込んでございます。

その下の一般・移送費につきましては、平成 18 年度ベースでそのまま推移するとい

うことで、予算額でございますが 20 万円を計上してございます。

出産育児一時金につきましては、平成 18 年 10 月に 32 万円から 35 万円に引き上げた影響を加味いたしまして、平成 19 年は通年ベースということで増額してございます。785 万円の増額を見込んでございます。

葬祭費につきましては、備考欄に件数を記載してございますが、894 件掛ける 5 万円ということで平成 18 年度ベースの見込を立ててございます。

一般・結・精医療給付金につきましては、平成 18 年度ベースで推移するだろうということでそのままの数値で計上してございます。

(2) 老人保健拠出金につきましては、前々年度の精算額が具体的に申し上げますと平成 17 年度の概算払いを行いました精算が平成 19 年度に精算分として歳出しなければなりません。こちらにつきましては、年が明けました 1 月になりますと確定値が市にまいりますので、今回は平成 18 年度の精算したときの数値を用いて計上させていただいております。したがって、1 月に入りますとなおよりよい数値が見込めるようになりますので、そこで上下が出るかと思っておりますので、御了解のほどお願いいたします。

(3) 共同事業拠出金につきましては、先ほど申し上げました高額医療費共同拠出金を減額で見込んでございますが、保険財政共同安定化事業がことしの 10 月からスタートしてございますので、これが通年化されるということで 13 億 9,954 万 4,000 円ということで、7 億 5,749 万 6,057 円を増額要因として見てございます。

(4) 保健事業費につきましては、保健衛生普及事業といたしまして、平成 18 年度予算で計上いたしましたヘルスアップ事業で入札を行った結果、今年度は予算より安く事業が実施されているところですが、来年度は更にヘルスアップ事業を充実させたいと考えておりますので、今年度並みの予算計上としました。

その下の保養施設につきましては、平成 18 年度ベースで 244 万円を計上いたしました。

その下の人間ドックにつきましては、現在補助単価を減額してございます。こちらにつきましては、平成 18 年 10 月から日帰りの人間ドックにつきましては 3 万円から 2 万 7,000 円、宿泊につきましては 3 万 5,000 円から 3 万 2,000 円に引き下げを実施してございます。平成 19 年度におきましては、日帰りの 2 万 7,000 円を 2 万 4,000 円に、宿泊につきましては 3 万 2,000 円を 2 万 9,000 円に行うということで、激変緩和措置とい

う形で段階的に引き下げを現在行っているところでございます。したがって、増減額で申し上げますれば、287万7,000円ほど減額させていただいております。

歳入項目でございます。

(1) 保険料につきましては、右側の備考欄に記載してございますが、調定見込額38億3,011万2,000円、収入割合を93%として見込んでございます。こちらの調定見込額につきましては、現在平成18年度の調定予定額37億9,511万2,000円に高齢者控除の激変緩和措置として平成18年度は13万円の控除を行っておりますが、これが平成19年度は7万円ということで控除額が引き下げられます。したがって、この差額分6万円に相当する調定見込額を3,500万円としてございます。平成18年度の調定見込額プラス激変緩和措置分3,500万円を合わせまして、38億3,011万2,000円と見込んでございます。

その下段、(2) 国負担金並びに(3) 都支出金、(4) 共同事業交付金につきましては、連合会の試算数値または定率の負担割合で算出してございます。歳出に合わせた定率の負担割合で歳入を見込んでございます。

(6) その他繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れを行っておりますが、平成18年度の18億6,500万円をそのまま採用いたしまして、平成19年度予算見積もりにおきましても18億6,500万円を計上しているところでございます。

歳出の合計額は115億400万2,000円、歳入の合計が114億5,822万5,000円となります。

したがって、下段にございます収支差引額が4,577万7,000円ほど不足するという予測を現在行っております。

先ほども申し上げましたが、老人保健拠出金等、1月に入りますと算定に用います諸係数がわかる項目もございまして、医療費分につきましても11月分等がまいりますので、来年1月に入りますればなお正確な数値でお出しできるかなと思っております。

説明は以上でございます。

清水会長

ありがとうございました。

これからまだ変動があるようなお話でしたが、今の時点で御質問がございましたらど

うぞお願いいたします。

玉置委員、どうぞ。

玉置委員

前回の答申が議会で変更されましたよね。

清水会長

はい。

玉置委員

補正予算を組んで8,000万とかという話でしたが、その部分で変わった部分は、この表で見るとどこに出ているんですか。

事務局

歳入項目の その他繰入金につきまして、17年度決算が17億8,500万円、こちらに8,000万円を加えまして、平成18年度が18億6,500万円、こちらの部分で8,000万円増額してございます。

玉置委員

それは19年も続くということですか。

事務局

平成19年度につきましても同様に18億6,500万円と考えてございます。

関野委員

関連の質問なんだけど、その場合に、17億8,500万円というのは決まってしまったから期首に投入するんですか。

清水会長

当初から入れてしまうのかということですが。

関野委員

資金繰りの関係ですよ。資金繰りもあるんだけど、それを入れたから、逆に言ったら繰越金が平成17年度は2億7,900万円出たと、そう見るわけですよ。

事務局

基本的には、結果として2億7,900万円出たということになります。

関野委員

そういうことでしょ。

事務局

そういうことですね。

関野委員

そうしたら、そこになるまでぎりぎり 17 億 8,000 万円を投入するということをやめるとはならないわけ？

事務局

資金繰りは順次資金繰りしていますから、17 億 8,000 万円を期首に投入しているということではなくて、それは資金の運用の考え方ですよ。

関野委員

2 億 7,900 万円余るんだったら、15 億 8,500 万円入れてもいいわけでしょ。

事務局

予算は、基本的に最初に 17 億 8,500 万円を組んでおかないと……。

関野委員

わかるんだけど、そうしたときに決算までなる必要性はないなと思っているわけ。

事務局

それは、決算のやり方の問題だと思うのですが、基本的に 3 月なら 3 月で補正して、減額しても構わないわけですよ。ただ、入れてしまっていて繰越金が出ると、この繰越金は翌年度の補正の中で一般会計にもう一回戻すという作業もありますので。

関野委員

ああ、そうか。

事務局

はい。資金繰りの関係なので、お金がくるくる回っているだけなのですが。

関野委員

これは、基本的にまた戻すわけか。

事務局

基本的には、余れば一般財源が余ったという形で戻さないと、このまま使ってしまうわけにはいかないと思います。

関野委員

たまたま話したのは、民間健保だと、17 億というと、あくまで予算だからつじつまを

合わせて資金繰りとの関係で1億ぐらいたとする、余ればいいなと思うと、16億8,500万円をぶちこむという発想で、決算には予算額が反映しないようなやり方をとる場合もあるのでちょっと聞いたんです。

ただし、そうやったときに残るお金は別な預金のところに入ってしまうから、そういうふうな努力をすればその分はいいと。これは努力しても、また持っていかれてしまうんじゃない。

事務局

その辺が、官庁会計の考え方が違うところだと思います。

清水会長

ほかに、いかがですか。

玉置委員から、この前2万2,000円というのが2万円になった後の8,000万円を補正で組んでくださった、それを見越しての平成19年度の予算見込額らしいので、それから今度はオーバーする部分については三角がついていますよね。この部分が、やっぱり見直しということは、もしあれだったら値上げにいくということなんでしょうか。

事務局

今までの運営協議会あるいは行政の考え方は、基本的にある程度繰入金を超えてしまって三角が出るということがあれば保険料を見直させていただいてきたという経過がございますので、現時点ではその考え方は変わっていないと私どもは考えております。基本的には、足りない分は保険料を見直させていただきたいということでございます。

清水会長

そうですか。

玉置委員、どうぞ。

玉置委員

(1)の一般・療養給付費ですが、伸び率は4.8%ですか。

清水会長

そういう御説明でしたね。

玉置委員

我々医療者からしますと、4.8%というのはすごく高いように思います。今度のいろいろな医療制度改革で下がっているような実感を受けているんですが、伸び率は4.8%

でよろしいんですかね。かなり下がっているので、4.8%まで見なくてもいいんじゃないかなと思うんですが。

そうすると、三角の4,577万円はチャラになってしまうんじゃないかなという気がするんですが。

事務局

4.8%につきましては、保険者負担分としての支払義務額の伸び率を示しております。玉置委員がおっしゃるように、平均的な伸び率が、西東京市の場合の1人当たりの医療費保険者負担分が6%前後あったのですが、今年度の推移を見てみると、3.5%から4%ぐらいの伸びが実際のところあります。

これから医療費が上がってくる時期でございますし、昨年の一の時期を見比べてみますと、この程度を見込んでおくのが妥当かなということで決算見込をつくっております。

玉置委員

冬場に伸びるとのことですね。

事務局

はい。

玉置委員

そうすると、去年と変わらないということですか。

事務局

これからの4カ月は、年間の中でもピークがこれから訪れる時期になろうかと思えます。

清水会長

よろしいですか。実際に診察をなさっているの感じかとも思うんですが。

玉置委員

外来と入院とを分けて、ほとんど伸び率は同じですか。

事務局

療養給付費の負担分なので連合会の請求額から起こしております。

玉置委員

前回の答申が市議会であつという間に引っ繰り返されてしまったので、その部分はや

っぱり応益費の割合が下がってしまっているんじゃないかと思うんですね、前の答申のときと比べて。

その辺を考えると、こういう不確定要素の伸び率の問題もありますし、平成 20 年度に大幅に組織ごとかわるといふことでもあるので、基本的に平成 18、19 年度というのは、前回出した答申の内容をそのまま踏襲して、例えばその半分为平成 18 年度ふやす、そして平成 19 年度でまた半分ふやすという答申を軸にして考えた方がいいんじゃないかと。その他の細かい部分は、余りいじっても意味がないように思うんですけどね。

清水会長

どうなんでしょうか、その辺の関連の御質問がありましたら。

どうぞ、葛木委員。

葛木委員

これを見まして、保険料の方なんですけど、平成 16 年度から 17 年度は約 6,000 万円減っていますけど、今年度は約 1 億 5,000 万円ふえているわけですね。町では随分上がったと言われてはいるんですけど、平成 19 年度になるとさらに 2 億円を増収しなければいけないとなりますと、後からの議題になるでしょうが、4 方式を 2 方式にするとすると相当な変動が生じるんじゃないかなという心配はありますが、いかがでしょうか。

清水会長

慌ててここで 2 方式にする必要もないかなと、私もいろいろなことから考えて思っているんですけど。

葛木委員

ただ、税制が変わって、所得税と地方税のバランスが逆になりますね。これは、市報でも報告してあったと思いますが、逆転しているわけですよ。定率減税がふえるとしても、それだけじゃなくて、地方税と所得税を今まで 1 と 2 とすると、逆転しているわけですよ、所得税の方がうんと減っているわけですよ。そうしますと、所得税というところ、このままの 5.2% でいくと非常に減収になってしまうんじゃないかなと思うんですよ。いかがでしょうか。

例えば独身者が 300 万円だとすると、所得税が 12 万 4,000 円で住民税が 6 万 4,500 円だったものが、新しくなると、所得税が 6 万 2,000 円で住民税が 12 万 4,000 円になってしまうというところ、同じ確率でやると保険料が減ってしまうんじゃないでしょうか。

事務局

私どもでは所得額に掛けておりますので、所得税とはちょっと兼ね合いが違います。

所得額から基礎控除を引いた額に掛けておりますので。

事務局

所得税の課税標準とは違うということですね。

清水会長

よろしいですか。

葛木委員

はい。

清水会長

今後、いろいろと変動の要素が入ってくると、もっと三角の額がふえるという可能性があるのか、三角の 4,570 万円何がしが減るようになるのか、その辺はどうなんでしょう。

事務局

何とも言えないところで、前回ですと、老人保健拠出金が年を明けたときに大幅に数字が狂ったということがありましたので今回は失敗のないように考えて計算はしているのですが、何しろ全国的なレベルでの話になってくるのでその辺がどう動くかわかりませんし、先ほど玉置委員がおっしゃった、医療費の動向がこの 11 月以降どんなふうに変ってくるのかも多少考えないといけないのではないかとということで、三角が圧縮されるのかあるいはもっと伸びるのか、今の時点では不確定の要素が多い中でここを議論にしてもなかなか先に進めないのかなという気がいたします。

清水会長

という現時点での事情のようですが。

どうぞ、平野委員。

平野委員

保険料が平成 18 年度決算見込に対して予算見込が 2 億円ふえていますよね。先ほど、18 年度調定予定額に税制改正の老齢者控除の激変緩和措置分だけは見込んだみたいなお話だったんですが、そうすると、大きいのは 18 年度調定予定が同じ額を使っているということですか。

事務局

(1)の保険料につきましては、平野委員おっしゃるように2億139万4,108円増額と計上させていただいております。こちらにつきましては、収入割合を平成19年度予算ベースでは93%としてございます。平成18年度決算見込におきましては、決算数字に近いようにということで、実際の徴収状況をかんがみまして88.55%ほどで現在見込んでございます。

したがって、93%と88.55%の差の部分がここで大きく増額という形で計上になってございます。

平野委員

93%を使われた根拠は何ですか。

事務局

たしか、徴収率が東京都は今下がってきているんですが、何年か前までは93%近くあったということで、その数値を使っていると記憶しております。

平野委員

実態は89ぐらいで、これは少し高めに見ているということなんですね。

事務局

はい。

平野委員

この辺の動きだとか、先ほど部長がおっしゃったように、前回大きく狂った、老人保健拠出金見込が予想以上に高くなったということで、その辺でこの約4,600万というのは、飲み込めるのかあるいはもっと広がるのか、この数字だと比率的には大した額じゃないですよ、今出ているのは。

ですから、診療報酬もたしか下がってしまいましたが、70歳以上の自己負担割合は現役並みの所得の人は上がったり、食費自己負担とか、結構そういういろいろな影響がありますよね。それらが実績として出てくるんでしょうけれども、どうも込み入っているのかなと思って。どういうふうにかえたらいいのか整理がつかないのですが。

清水会長

自己負担がふえたあるいは保険証がないので受診しないという人が……。

玉置委員

自己負担だけじゃなくて、受診率が下がるんですよ、それが大きいんですよ。

平野委員

給付費が下がるということですね。

玉置委員

だから、とても4.8%というのは出ないと思いますよ。

平野委員

その辺の率が変わるとこれぐらいは飲み込めてしまうんじゃないかなど。

玉置委員

あっという間に、1%変わるぐらいで。

平野委員

ただ、老人保健拠出金とかでまた変わってしまうでしょうし、困ったなど。

玉置委員

ですから、そういう不確定要素がある割には4,500万というのはそんなに大きな額じゃないので、この会としても……。

どうなんですか、答申が引っくり返されるということは前にもあったんでしょうか。

清水会長

ないです。今回が初めてですね。

神山会長代行

そうですね。

清水会長

ここの運営協議会で審議して答申したものが覆されたということは、私も、神山会長代行の時代もないですね。

玉置委員

そっちの方が問題なんで、小さな額の調整で不確定要素が幾つもあるわけですから、そういうことをやってもしょうがないので、僕としては、この会が最初に決めた答申案を軸に、2年かけてまたあの案に戻るような形で試算した場合に、それだけでも、ある程度飲み込めませんか。

清水会長

8,000万という……。

玉置委員

8,000 万の半分として 4,000 万……。

平野委員

一般会計からの繰入金が減るという意味だから、もし上げれば……。

清水会長

でも、これは 8,000 万を入れた額でしょ。

事務局

そうです。

玉置委員

8,000 万の補正予算は、繰り入れで 19 年度の見込額に入っていますよね。

清水会長

入っていますね。

関野委員

この予算の中からいったら、繰り入れというのではなくて当初から 18 億 6,500 万をセツトするという意味ですよ。

事務局

はい。そこをアッパーとして考えますよということです。

関野委員

だから、補正予算がさらに乗るということではないですよ。

事務局

そういうことはありません。

関野委員

ことは 18 億 6,500 万まで許してくれたから、その金額をまた来年お願いしますよ、こういう気持ちだということですよ。

事務局

そういうことです。

逆にこれで組んでいって、不足が出てくるようであれば追加の繰入金というのは考えにくくて、むしろ翌年度からの繰り上げ充当するということまで考えないといけないのかなと思っています。

玉置委員

19年度は4,500万くらいでしょ。8,000万あったわけですよ。その半分は4,000万ですから、この半分の値で答申すれば4,500万が500万になるということですね。そうすると、500万というと、いろいろなあれでもってほとんどわけわからないわけで、見込みのちょっとした違いですぐチャラになってしまうから、それで済んでしまうんじゃないですか。それ以上のことをやってもしようがないと思うんですけどね。

事務局

今玉置委員がおっしゃるように、この4,500万が動かないという仮定であればそういう議論も十分できると思います。限度額も、53万円から56万円に税制改正で引き上げられるということなので、その辺の議論もしていただかなければならないと思っています。基本的に税制改正があればちゃんと引き上げていくんだよと。今までも引き上げないことによって一定の補助金がこなかったという構図もありますので、その辺のお話です。

そうすると、限度額を3万円引き上げると、それだけで影響額は3,000万円くらい出てきますので、残りが1,500万になってしまいます。仮に1,000円引き上げれば、逆に言うと黒字になる、三角が出ないという数字になってしまいますので、どういうやり方をするかというのは別にしても、現時点で数字の議論をしても、また動いてきますので、心づもりといいましょうか、仮に三角が出たらどういうふうな調整をしていけばいいのかなというところぐらいの議論でよろしいのかなという気がいたします。

清水会長

そうですね。

今までの運営協議会の流れからいうと、限度額を上げた年は普通の医療分は見直さな
いでおくと。次の年に、今度は限度額を見直したから保険料を見直すというパターンで
ずっとこの健康保険はきていたような気がするんですよ。

そうしますと、2方式云々というところまでは本当にいかないですよ。

玉置委員

あくまでも理想の目標であって、無理にやる必要はないと思うし、やっぱり20年度の大規模な改正を向かえて、組織自体がある程度かわるわけですから。

来年7月に、今の健康推進課と保険年金課がどういう仕組みになるのか、それはまだ

決まっていますよね。

清水会長

大筋みたいなのはわかっているんですか。

事務局

まだそこまで具体的な組織の見直しのところまではいっていませんけれども、基本的には、保険部局と健康部局が連携してやらなければならないという認識は十分に持っていますので、19年度中にその辺の動きがどんどん出てくると思います。

玉置委員

運営としては、結局部局は連携してやるかもしれないんですけど、財源が一本になるんだから運営は一本化されるわけですよ。

事務局

そうですね。

内部的な委託といいますか、そういう形になると思います。保険部局が健康部局に委任するという形で事業を行っていく形だと思います。

玉置委員

ですから、組織でどうなるかは知らないけれども、そういう変化があって、問題は財政的には一本化されてしまうので、今まで扱ってきた健康推進課の財源というのが一緒になるわけですよ、国保と。

そうすると、むしろ特定健診と言われるものが、新しい制度でまだ全くわかりませんが、どれぐらいの赤が出るか、黒が出るか、それすらわからないわけで、そこら辺になると、500万ぐらいの差異というのは全然、そっちの方が大きくなってしまう可能性があるんで、そっちの方をちゃんとやった方がいいと思いますね。

今言ったように、ここだけの部分としては、答申の精神を曲げないで1,000円だけ上げておいて4,000万円にして限度額をそれに上乗せすればもう黒ですから、この概算としては、それで十分だと思いますけどね。

そのほかをいじってもしようがないし、ましてや4方式を2方式にわざわざこの時期にする必要は全然ないと思います。

清水会長

今玉置委員から御意見がございましたが。

どうぞ、佐々木委員。

佐々木委員

よくわからないので教えていただきたいのですが、保険料収入の話は先ほども出しましたが、19年度の見込みで18年度決算に比べて2億ふえていると。これは、収入割合を93%にしたからだということで18年度の収入割合の見込みが88.55との差がこの2億円ということなんですが、実績として18年度と同じ結果に終わった場合に19年度の予算はこれだけ組めなくなるんだろうと思うんですが、その場合に穴があくような数字になるとと思いますが、そうするとまた補正予算という形になるんでしょうか。

事務局

なぜ93%を19年度も組んだかと申しますと、18年度の財政の保険料の見直しの中の御審議をいただくときの保険料の調定額も93%で現実には見ているんですね。今までは、運よくずっと医療費が、全体的な調定額だとか計画どおりにはいきませんので、結果として一定程度足りてきたということがあります。

ですから、逆に言うと、今度は足りなくなるという結果も出てくるのかもしれませんが。足りなくなるという結果が出たときにどういうふうに対応するかというのは、またそのときの長との調整になるのですが、私どもは翌年度から繰り上げをしてとりあえず資金運用をしておいて、翌年度にその足りなかった分を上げさせていただくというやり方が一般的じゃないでしょうかと思っているのですが。

清水会長

よろしいですか。

佐々木委員

よくわからない。

清水会長

この4,577万7,000円という現時点で三角の部分で、先ほど玉置委員がおっしゃったように、均等割が2万円になりましたよね、それを2万1,000円に戻すという御提案があったんですね、見直しという部分では。

逆に、見直さないというか、2万円のままでいった方が市民にとってはいいのかなという思いもありますし……。

2万円になったの収納率はわかりますか、現時点の。払えないというような現実の問

題はありますか。

事務局

お尋ねさせていただきますが、今のお話は……。

清水会長

2万2,000円と答申しましたね。だけど、議会で、それを払えない人が多いからという
ことで2万円に下がりましたよね。

事務局

はい。

清水会長

それでも払えない人が出ているのかあるいは2万円になったがために、きちんと月々
払っているのかということです。

事務局

はっきりとはわからないのですが、ただ2万円ということは差額の2,000円がかなり
大きいと思われれます。

事務局

多分、落ちたんじゃなくて、2万円でも前回よりは上がっているんですよ、基本的に
は1万7,900円だったんですから。

その時点で今回は値上げの幅は縮小したんだけど、その保険料で皆さんがちゃんと納められるような状況かどうかという問題だと思うんですが。

清水会長

そうそう。

事務局

その辺は、17年度と18年度の同時期での収納率の動きというのがどんなふうになっ
ているのかなということだと思います。

その辺は感触としてはどうなんですか、収納率が余り変わらないとか。

事務局

収納率は、前年に比べまして0.3ポイントぐらい上がっています。

事務局

その辺がよくわからないですね。うちの徴収努力が功を奏しているのか、多少景気が

よくなってきて皆さんが払いやすくなってきているのか、そこまでの分析はなかなかできないです。おおむね変わらないのかもしれませんが。

清水会長

でも、若い世帯にしてみたら、「去年よりことしは国保はすごく上がったね」と、子育て中の世帯からはそういう声を聞きますよね。

佐々木委員

軽減対象の方がいらっしゃいますよね。6割軽減が均等割で1万3,500人、それから4割軽減が2,372名ということで、2万円の60%が軽減されるということですね。

事務局

例えば今回は均等割2万円、平等割が9,300円です。6割軽減というのは、その2万9,300円を足しまして、そこから6割を引くわけです。実際には4割を払うということなんです。

佐々木委員

残りの4割を払えばいいんですね。

事務局

はい。

佐々木委員

その4割について、確かに払えない人もいるんでしょうけど、例えば去年の答申では2万2,000円でしたね。その2万2,000円は非常に大きいじゃないかと。確かに大きいと感じる方もいらっしゃると思いますが、それをさらに6割軽減しているわけですよね。そうすると、実質的な金額というのはかなり少ないですよ。それでもなおかつ納めるのは厳しいというのは、やはりこの1万3,500人とか2,372名の対象者というのは相当いらっしゃるということなんですか。

事務局

対象者は多いですね。

私どもも収納推進員というのを採用いたしまして、できるだけすべての滞納世帯を回っていただくような形で今やっているところです。

特に軽減世帯について、軽減世帯は結構1人の方がやはり多いので、そういうところも取りはぐれることのないように行ってもらうような対応をしています。

佐々木委員

生活保護との関係で、生活保護よりも悪い状態の人がいると思われてならないんですが、どうなんですか。

事務局

第2回的时候に所得なしの世帯という資料をお出しいたしましたが、その中に1万2千幾らかの世帯があるのですが、こういった方の中には、確かに所得のない方たちもおられますが、例えば遺族年金とかをもらっている方たちも含まれている数字です。それは保険料算定には含まれていない人たちなので、ここにも大分いらっしゃるということがあります。

佐々木委員

それでも、なおかつ6割軽減されたり、4割軽減されているわけですね。

事務局

はい。

個別のお宅の経済状況は一概に言えない部分がございますが、生活保護の基準以下の世帯もあると思います。ただ、生活保護を受給したくない、何とか自分のある収入で頑張りたいという方もかなり多くいらっしゃると思います。収入がなくても資産があったり、蓄えがあるというお宅もありますから、収入のない世帯イコール貧困世帯ともならないということですので違いますので、一概には言えないと思います。

清水会長

やっぱり病院にはかかっていたきたいと思うので……。

葛木委員

厚労省の課長さんが、「国民健康保険というのは、皆さんそれぞれが出し合ってやっているんだから、払えない人は国民健康保険に入るべきじゃないんだ」と言っていましたよね。そういう人は、生活保護か、あとは市町村で考えるということでしたが、生活保護の数、医療分をもらっている人、いわゆる資格証明書みたいなので10割医療費を負担している方はいらっしゃるんですか、うちの国保には。

事務局

西東京市の場合は、資格証というのは出していません。一応徴収の誘導ということで期間を短くした保険証を出して徴収に努めているというやり方をとっています。

葛木委員

そういう方はどのくらいいらっしゃるんですか。

事務局

去年の10月に更新があったのですが、そのときに大体3,600世帯ぐらいありました。それは、保険証の期間を短くしている人たちです。

今は1,000ぐらい減っていますが、それでも2,500世帯ぐらいはまだそういう世帯ですね。

金城委員

1年ぐらいですか。

事務局

はい。

当然収納して正規の保険証を出した人も中にはいますが、転出した人たちも中にはいるということですね。転出するとその市町村の資格がなくなるわけですから、そういう方たちにも文書を出したり、この近辺であれば収納に行くという方法をとっております。

清水会長

でも、ぐあいが悪くて、自覚症状があるのに病院に行けないというのは切ないですね。そういうのを考えると上げたくないね、人情的には思いますよね。お互いに助け合うところからできている組織だから。

でも、この4,577万7,000円が減ることを祈って見直しを見送るというわけにはいきませんか。

事務局

年が明けていろいろな数字が固まってきた時点でまた御議論をいただければよろしいのかなと思います。

とりあえず、現在の見込みとしてこの数字をお出しさせていただいたということですので、不確定な要素がまだまだありますので、来年ある程度数字が固まってきた時点でもう一度開催させていただきまして、そこで本格的な御議論をいただければなと思っております。

関野委員

それも一つの方法だろうと思うけど、私はここには二つ問題があると見ています。我々は2万2,000円のあるべき姿の保険料というのを考えた、ただ、たまたまそれについて2,000円減らされた形で実行されている、だれが、どう言ったかは別にしてね。そういうあるべき姿からすると、間違った形での実行が今はされてしまっている。それに対してどこに問題が出たかといったら、17億という持ち出しが18億のままで予算されているわけですよ。18億という間違った形の累積で出ているという問題が一つあります。

また、そういう保険料でも、なおかつ4,500万の赤字が出ているということは、一生懸命担当がやっても4,500万が出ている。これが鉛筆なめなめという話がどうか、こうかという見方は一つあるけれども、一生懸命担当が精査した結果が現在なんですよ。それで赤字が出ているという現実はこちらで見据えて、どう改善しなければいけないかの方向性という論議はしなければいけないと思う。

4,500万は、何かやればなるのかもしれないけど、現実を事実としてみて、保険料率はどうあるべきなのか、その中で1,000円上げるのか、または17億を18億でふやしたものをまた戻すのかというような話はどっちか整理しないといけないし、難しくなってくるのは、玉置委員が言っているように、それもあるんだけど、お化けみたいな20年問題がどうも出ているよ、そういうものを見据えた上で19年度は考えるのかどうか、そこはそういうふうに見ておかないと、ただ結果的には数字が出てくると思うけど、我々として18億を認めるのかというような話はこの中で一たん整理していただきたいなと思いますね。

清水会長

今問題を出していただきましたが、どのように結論を出しましょうか。数字を見ながらやっていると……。

関野委員

不確かだと言われたら、もうちょっと確かになってからという話はあるんだけど、確かになっても忘れてはいけないこととしてその二つがあるのかなと。プラス、黒字になる数字が出てくるといったときに、2万円の話、それから18億の繰り出しはそのままがいいのかというようなことはちゃんと、反省というとおかしいですが、評価して、話をしないといけないのかなと個人的には思っています。マイナスが出ているからいいかということ、また話が違うのかなと。

清水会長

ただ、2万2,000円が2万円になりましたよね。その2万2,000円にするためには本当に皆さんは真剣に論議しましたよね。それが議会で2万円に下げられたと。その不足分を補正で組みました、それであちらはきっとよろしいという感じでしょうね。

関野委員

そうですね。

清水会長

そういう形で議会は終わったんだろうと思うんですよね。それを受けて、ここでさらに、今関野委員がおっしゃったように、皆さんできちんと確認し合いましょうと言っても、ここで一生懸命熱心に討議して、これとこれと、こういうふうにしましょうねと言って、またそれが覆るといふか、私たちの真意がわかってもらえないという状況も起きかねないですよね。起きる可能性はあるわけですよ。

関野委員

ですから、私の発想としては、今度は回数がかかるんじゃないのというのは、この中で議会对策の話をしないと答えは100%にならないのかな、そんなところまでやらないといけないのかなと思ったら、そこまでやる必要性がこの運営協議会の中であるのかどうかかわからないけど、そこを見据えたような話じゃないとだめなのかなと。通るんですか、補正になるんですかみたいな話まで論議するとなると、ちょっとやんなっちゃうな。出せばなしでいいんですよという話だと思うんだけど。

玉置委員

大事な答申を覆したときの市長の釈明のときには欠席していてよくわかっていないんですが、それを受けてこの会としてちゃんと総括しておかないとだめなんじゃないですか。初めてのことで。

それを、補正を組んでうまくいったからいいですね、済みませんと市長が謝ったからすれで済みますという総括の仕方だと今後問題なんで、また同じことが起こっても許すのかと。僕はそうじゃなくて、この会はこの会として、なぜこの会があるのかという意味合いの問題がありますから、そんな会だったら何も忙しいのに出る必要がないわけですから、そこら辺をきちっとこの会として総括しておく必要はあると思いますよ。

清水会長

そうですね。

市長がお見えになられたときにも、私どもははっきりと申し上げましたよね。関野委員も……。

関野委員

25日ぐらいになってきたら随分違って来るかもしれないし、変わらないかもしれないし。

玉置委員

過ぎてしまったことはいいんですが、総括として、またそういうことが起こるのであれば、この会の全員はその時点で総辞職します、そういうような決意をしておかないと、何らかの決着が必要なんですよ、多分。

それなしに、しょうがないですねでおさめてしまうと、この会の見識というか、疑われる問題になってしまうだろうと思うんですよね。

清水会長

という御意見が出ました。

金城委員、いかがですか。

金城委員

個人的に一つ思っていることは、補正予算が組まれましたよというのが一番最後の報告事項として上がりましたよね。あれをもしこの会に関する決定事項であれば、最初の共有の事項として教えてもらえなかったというのがあります。

結局、補正予算で減額されたものを全部戻しましたということが一番最後に知らされて、一体僕らは何をやっているんだという気持ちになったわけですよね、それだったら必要はないという気持ちになったんだけど、それを決定した人はどういう気持ちで削って、それをもとに戻したのかというのがあるんですよね。

同じことでそれを審議するのであれば、結果としての答えを最初に教えてほしかったなというのが一つあるんですよ。例えばここに関するものであれば最初に報告事項としてもらいたいというのがありますよね。

そういうことを含めて、勝手にいじくるということであれば、この会自体は全員退職するぐらいのことは本当にあった方がいいんじゃないかと思います。

結局、やったことを彼らはどう考えているのか。減らしました、ふやしました、勝手

にしましたといったら、これだけ時間をかけて何もいかないという状況をつくっているわけですから、そのことの説明はどこかでほしいなと思います。

清水会長

本当に真剣に、皆さんが一番平等に負担するようにという線を出したつもりだったんですけどね。

市長は、私に話をしたいということだったものですから、私一人でこの会をやっているわけではないので、ここへ来て皆さんの前で釈明してくださいとしたんでしたね、部長と相談しながら。

事務局

はい。

清水会長

最後は政治よと言われればそれまでなんですけれども。

玉置委員からは、関野委員と同じように、ここの姿勢をきちんと決めて取りかかろうというようなお話がありましたが、松川委員はいかがですか。

松川委員

運営協議会の意見というものを市議会も最大限に尊重しなければいけないというのは同じなんです。だから、引っくり返されたということはちょっとおかしいですね。やっぱりもとに戻してほしい。

清水会長

月井委員は？

月井委員

同じです。

減らされたときに、何でだろうと置いていたんですが、議会のことはわかりませんのでね。

何党のどこから出たとちょっと耳にしたこともあるので、ここでちゃんと決めたものが、どういう理由なのかははっきりと知りたかったなと思います。

清水会長

まず、低所得者が云々ということをして市長はおっしゃっていましたよね。

これから何回か審議をして答申しなければいけないんですが、ここで審議したことに

対してのクレームがついたときには全員辞職する、いいですか。

平野委員

私はちょっと違うと思います。ここで決めるべきことではないですね。極めて異例なことだったと思いますので、総辞職すれば済む話とも違うと思いますけどね。というか、そもそもきょうここでそれを議論するべきではないと思うんですけどね。

神山会長代行

前回答申が蹴られたというのは言葉が悪いですが、納める方は低ければ低いほどいいんですが、それをやっていて赤が出るわけでしょ。それをずっと引きずっていると、議会はわかるわけですから、いつまでも続いて、いいのか、悪いのかというのは。

この辺でもう一回見直すということは、前回出したような形でやらないとどんどん赤が大きくなるよとお話していくのも一つの方法じゃないかと思います。

違っていませんか。

平野委員

そういう中身で議論をするにはいいと思うんですけど……。

関野委員

2万2,000円を2万円にしたから4,500万赤になったという直結じゃないですよ、そこだけじゃない。

神山会長代行

でも、赤になってきているわけでしょ。

清水会長

私も過激な発言をしたかもしれないけど、皆さんが一生懸命審議して一番いい形を出したものが、議会で、どういう意見かわからないけれども、それによって覆された。それに対して、市長がおわびをしたけれども、次回の見直しをどういうふうにするかの結論が出て、その結論がまたそういう形で覆されないという保証はないということですよ、今関野委員もおっしゃったように。

そのときに、私たちの貴重な時間を使って審議した労力というか、そんなものは何だったんだろうかというむなしさ、それに対して自分たちの姿勢を決めた方がいいんじゃないかという御意見が出たんでね。

でも、総辞職すれば、また新たに委員を選んで済んでしまうだろうと私は思っている

んですけどね。

関野委員

今会長が言ったように、言葉じりを取るような雰囲気でも否定的な話じゃないんですよ。こういう結論を出しました、これを理解してもらうためにどういうことを我々のところで考えなければいけないのか、それは総辞職の話じゃなくて、ここで決めました、今度は我々の方から見解表明みたいなものをつけて出して、よりよく理解してもらうというようなもので、向こうに対してどうやっていくかということをも本体論議とは別に対議会策みたいな話もしないといけないのかなと。

そうすると、一回フェイクみたいなことが必要になるだろうという意味であって、総辞職して何とかとか、通らないだろうとは思わないです。

そうじゃなくて、通っても理解してもらうために何をどんどんしていくかというような形だといろいろと時間がかかったりするし、やっぱり我々自身もしなければいけないだろうというスタンスにあります。

だから、通らないとは思わないし、今から総辞職を考えてだんびらを切ってけんかをしにいかうというつもりは持っていないです。

ただ、こちらの整理をして、下手に出ているというとおかしいかもしれないけど、誠心誠意向こうにわかってもらうようなやり方を我々は努力しなければいけない。

それから、市長が同じ市長だとすると、我々に対して同じようなことを二度やってきて二度頭を下げるというのは、多分ないでしょう。そういう努力もしてくれるだろうと思うから、そんな意味で、この中で一生懸命論議していけばいいのかなと思います。

清水会長

やっぱり真剣にね。

関野委員

そうですね。

会長のリーダーシップのもとに。

葛木委員

やはり予算は市長の権限ですから市長が議会に提案するわけですが、審議会を尊重しながらやらなければならないんでしょうけど、市長さんも議会で提案したのにそれを引っ込めて再提案したわけなんですから、事務局もその雰囲気を体得してもらって、委員

会によく説明してくれれば事が済むんじゃないかなと思うんですが。

辞職は別に構わないんですが、これが通らなかつたらすぐ辞職というのはどうかと思うんですが。

清水会長

それぐらいの意気込みでやりましょうということですよ。ね、玉置委員。

玉置委員

子供のけんかじゃないので、そんなことを言っているわけじゃないんですけど、そういうことがもし起こったら、委員を辞任する人がふえますよ、よくお考えくださいぐらいのことはちゃんとやった方がいいですよ、最低のあれとして。

政争の具みたいな形で引っくり返すということはいけないんだときちっと言わないと、僕ははっきり言って、こういうことがあつたらすぐやめますよ。ここで決議しようが、しまいが関係なし。市長に対して、そういう気持ちだということを伝えるべきですね。それがないと始まらないと思います。

そんなことを認めていて、4,500万云々で不確定要素がいっぱいあるのに、なおかつこういうことをやるというのは全く意味がないんですよ。

だから、やるんだつたらもっと前向きな、10年、20年後のことを考えたらそんなことをやらないで20年問題をしっかりやった方がいいですよというのはそういうことなんです。それが一番市民のためにもなるし、行政のためにもなるんですよということを僕は言いたいんです。

清水会長

いろいろな御意見が出ましたが、この不確定な数字で云々ということは、きょうはこの辺でやめておいて、次回は大体確定の数字が出るんですね。

事務局

はい。次回はかなり近い数字が出てくると思います。

関野委員

一つ気になっているんですが、最後に資産割云々のお話が出ましたが、きょうやらなくてもいいということですか。

事務局

最終的な答申のところよろしいと思います。

関野委員

そういう御発言と理解してよろしいですか。

事務局

先ほどの皆さんの雰囲気をおお体読み取っておりますので、これから長とも相談しなければなりませんので。

関野委員

最後の資産割について御論議だとかと御発言がありましたので、あれがきょうの議題になってくるのかな、きょう結論を出さないといけないのかなというような雰囲気を受けとったんですが、そうじゃなくて全体の問題という見方で構わないんですね。

事務局

はい、結構です。

関野委員

わかりました。

清水会長

きょうの皆さんの気持ちは、部長から市長に重々お伝えください。

事務局

わかりました。

清水会長

きょういただいた資料についての御質問はこれでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

5. 次回日程について

清水会長

では、次回についての御連絡が事務局からございましたら、どうぞ。

事務局

次回以降の運営協議会の開催予定につきまして説明させていただきます。

昨年度の審議を振り返りますと、ことしの1月17日、火曜日に、国民健康保険料、介護納付金分の諮問をさせていただいております。御審議をいただきまして、翌週の25日、水曜日に、継続して御審議いただきました。1月31日、火曜日に答申をいただいた

という経過がございます。

東京都に対する条例案の協議や市議会に対する議案提出等の事情から、今年度も非常に厳しい日程設定をお願いせざるを得ないかと考えてございます。次回については、昨年度と同じように1月17日もしくは18日ぐらいに開催させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(日程調整)

清水会長

それでは、1月26日、31日、2月5日が最終ということで、この日に答申が出るように頑張りたいと思います。

こんな資料がほしいなというのがあったらおっしゃっていただいた方がいいんじゃないでしょうか。

葛木委員

限度額引き上げの情報、近隣市の状態も調べられたらお願いします。

清水会長

上限を56万円にしたときに、何世帯というか……。

事務局

影響額ですね。

葛木委員

ほかの市の状況です。

事務局

わかりました。

清水会長

あと、お願いする資料はありませんか。

平野委員

20年問題はよくわかっていないんですが、検診と老健制度がそっくり変わりますよね。あの辺の状況を。

高齢者の新しい医療保険制度をつくりますよね、それで75歳以上の人たちがそっくり抜けますよね。その人たちはそっちの保険料を払うという形で、その保険料は応能・応益を大体5対5にするとか、その辺のわかる範囲で。激変するような事態になると大

変だなと思うんですが。

事務局

お手元でございます、「18 年度実施医療制度改革の解説」という冊子に書いてございますので、申しわけないのですが、お目通しをいただきたいと思います。

玉置委員

最新がありますよ。

清水会長

そういうのもぜひください。

国保の運営協議会に必要な部分だけ抜粋してお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

6 . 閉会

清水会長

長い間ありがとうございました。

どうぞよいお年をお迎えくださいませ。

午後 8 時 50 分 閉会